

総務文教常任委員会資料

令和5年8月14日

会計課
上下水道部 管理課
病院事業部

目 次

インボイス制度（適格請求書等保存方式）開始に伴う市の対応について

1	消費税の制度	・・・・・・・・ 1
2	「インボイス制度」とは	・・・・・・・・ 2
3	「インボイス」に対応した請求書	・・・・・・・・ 2
4	インボイス制度への各会計の対応状況	・・・・・・・・ 2
5	インボイス制度開始後の課税事業者の消費税	・・・・・・・・ 4
6	インボイス制度実施にあたっての経過措置について	・・・・・・・・ 4

インボイス制度（適格請求書等保存方式）開始に伴う市の対応について

令和5年10月1日から、消費税の仕入れ税額控除の方式として「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。

適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが、適格請求書（インボイス）を交付することができ、「適格請求書発行事業者」になるためには、税務署へ登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

1 消費税の制度

(1) 消費税の仕組み

消費税は、最終的には消費者が負担するもので、事業者は消費者から受け取った消費税を申告、納付します。しかし、事業者も商品の仕入れやサービスの提供を受けた際に消費税を支払っているため、受け取った消費税から支払った消費税を控除した金額を納付（または還付を受ける）します。

【取引段階ごとの税額計算の例】

課税事業者	課税事業者	課税事業者	課税事業者	課税事業者
原材料製造 (生産)業者 A	完成品 製造業者 B	卸売業者 C	小売業者 D	消費者 E
20,000円の 販売価格	50,000円の 販売価格	70,000円の 販売価格	100,000円の 販売価格	100,000円の 販売価格
売上げ 20,000円 売上げに係る税 2,000円 納付税額 2,000円	仕入れ 20,000円 仕入れに係る税 2,000円 売上げ 50,000円 売上げに係る税 5,000円 納付税額 3,000円	仕入れ 50,000円 仕入れに係る税 5,000円 売上げ 70,000円 売上げに係る税 7,000円 納付税額 2,000円	仕入れ 70,000円 仕入れに係る税 7,000円 売上げ 100,000円 売上げに係る税 10,000円 納付税額 3,000円	支払総額 110,000円
				納付税額合計 10,000円

(出典：株式会社ぎょうせい出版「やさしい公営企業会計第3次改訂版」)

(2) 課税事業者と免税事業者

①課税事業者、免税事業者とは

課税事業者とは、消費税を納税する義務のある事業者（法人・個人を含む）のことです。原則、事業を営む法人、個人は消費税を納付する義務がありますが、その納付が免除されている事業者もいます。そのような事業者を「免税事業者」と言います。

②免税事業者の要件

免税事業者の要件は次のとおりです。

前々年度の課税売上高が1,000万円以下、かつ前年度上半期の課税売上高が1,000万円以下であること。

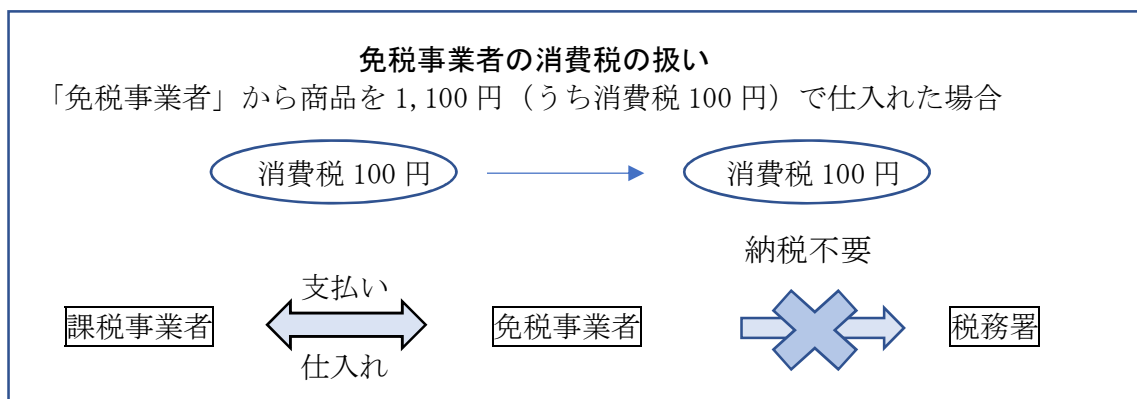
- ・前年度上半期の課税売上高が1,000万円以上の場合、前年度上半期の給与総額が1,000万円以下であれば免除事業者の選択が可能。
- ・確定申告を2期分済ませていない（創業から2年が経過していない）事業者は免税事業者の選択が可能。

(3) 現行の免税事業者の消費税

消費税は、事業者が消費者から一時的に預かり、まとめて納税する「間接税」となっております。事業者は、消費者から一時的に預かった消費税を後でまとめて納税する仕組みが取られています。

しかし、事業者の中には「課税事業者」と「免税事業者」が存在しており、「免税事業者」においては、消費者が支払った消費税は、全額納税されていないことが発生しています。

なお、免税事業者であっても消費者に消費税を請求することに問題はありません。



2 「インボイス制度」とは

適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、令和元年10月1日から、消費税が標準税率10%と軽減税率8%の複数税率になったことを契機として実施される制度であり、適格請求書（インボイス）とは、事業者同士の取引における「売手」が「買手」に対して交付する、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための請求書、納品書、領収書やレシートを指します。

令和5年10月1日からは、「売手」である登録事業者は、「買手」である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければならず、交付したインボイスを保存しておく必要があります。「買手」は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

仕入税額控除とは

消費者から預かった消費税（売上）から、既に他の事業者へ支払った消費税（仕入れ等）を差し引いて最終的な納税額を計算すること。

3 「インボイス」に対応した請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

4 インボイス制度への各会計の対応状況

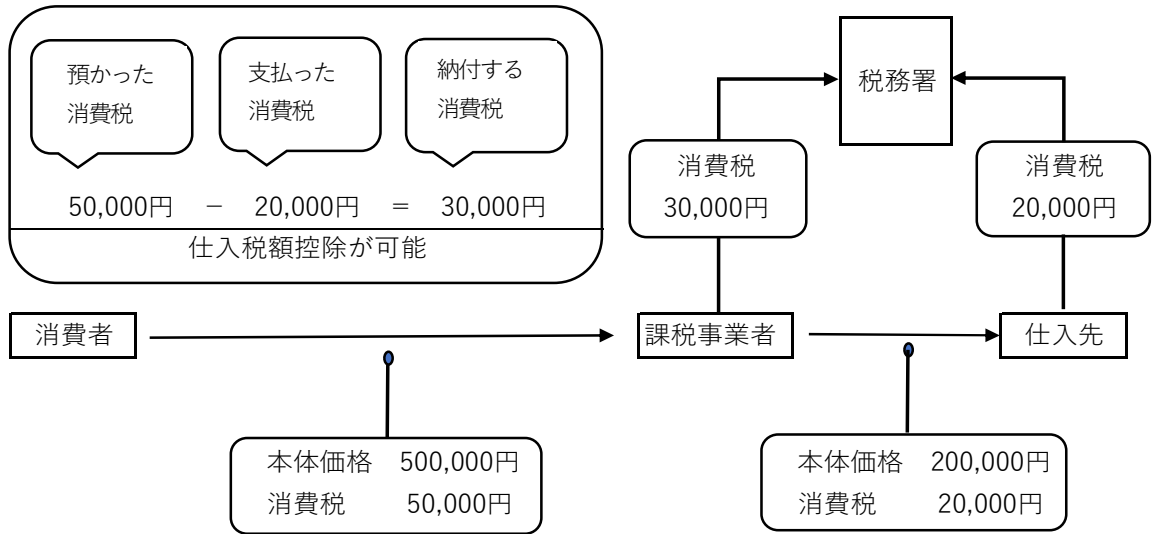
別紙のとおり

別紙

対応種別	一般会計	水道事業会計・下水道事業会計	病院事業会計
適格請求書発行事業者の登録状況	「加東市」で登録済み。 登録番号：T1000020282286	<ul style="list-style-type: none"> 「加東市水道事業会計」で登録済み。 登録番号：T1800020000773 「加東市下水道事業会計」で登録済み。 登録番号：T9800020000774 	「加東市民病院」で登録済み。 登録番号：T2800020000772
電算システムの対応状況	<p>【財務会計システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改修対応中。 <p>「納入通知書兼領収証書」の裏面に、「適格請求書」としての要件を満たす事項を印字する。</p> <p>【公共施設予約システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改修対応中。 <p>「請求書」に「適格請求書」としての要件を満たす事項を印字する。</p>	<p>【公営企業会計システム及び上下水道料金システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電算システムにおける消費税仕分けの対応（6年間の経過措置対応を含む）及び各種発行帳票の整備は、令和4年度事業のシステム改修で完了している。 	<p>【公営企業会計システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> インボイス制度に対応したシステム改修及び納付書レイアウト変更作業について、現在対応中。 <p>【健診システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> インボイス制度に対応した請求書レイアウトに改修済み。 <p>【医事システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者個人を対象としているため対応不要。 <p>【介護事業者支援システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者個人を対象としているため対応不要。
消費税申告の有無	無	有	有
課税事業者への対応	制度開始後に市と工事請負、業務委託又は物品購入等の契約（取引）をしようとする場合、消費税の納付義務のある課税事業者（課税売上が1,000万円を超えるもの）については、インボイス発行事業者になるための登録手続を行っていただくよう依頼する。		
免税事業者への対応	市は、発注する事業において、適格請求書発行事業者であることを入札参加資格の要件に定めるなど、免税事業者を排除するような対応は行わない。（令和4年10月7日付け総行第273号「競争入札において消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する入札参加資格を定めることについて」総務省通知あり）		
市が買手に発行するインボイスの対象となる主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設使用料 太陽光発電売電料 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道料金 開栓手数料 加入分担金 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する健診や予防接種費用
市が売手に請求するインボイスの対象となる主な内容	消費税の申告義務がないため、請求不要	<p>【課税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事請負費、修繕費、委託料 <p>【不課税・非課税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計審査及び完成検査手数料、道路占用許可申請手数料、土地賃借料、企業債元利償還金 	<p>【課税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬品費、材料費、備品等購入費、工事請負費、修繕費、委託料 <p>【不課税・非課税】</p> <ul style="list-style-type: none"> 諸会費、土地賃借料、企業債元利償還金
経過措置	適格請求書発行事業者でない者が契約（取引）の相手方となった場合は、市の消費税の負担が増加する。（消費税の負担が増加するのは、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計である。ただし、6年間の経過措置あり）		

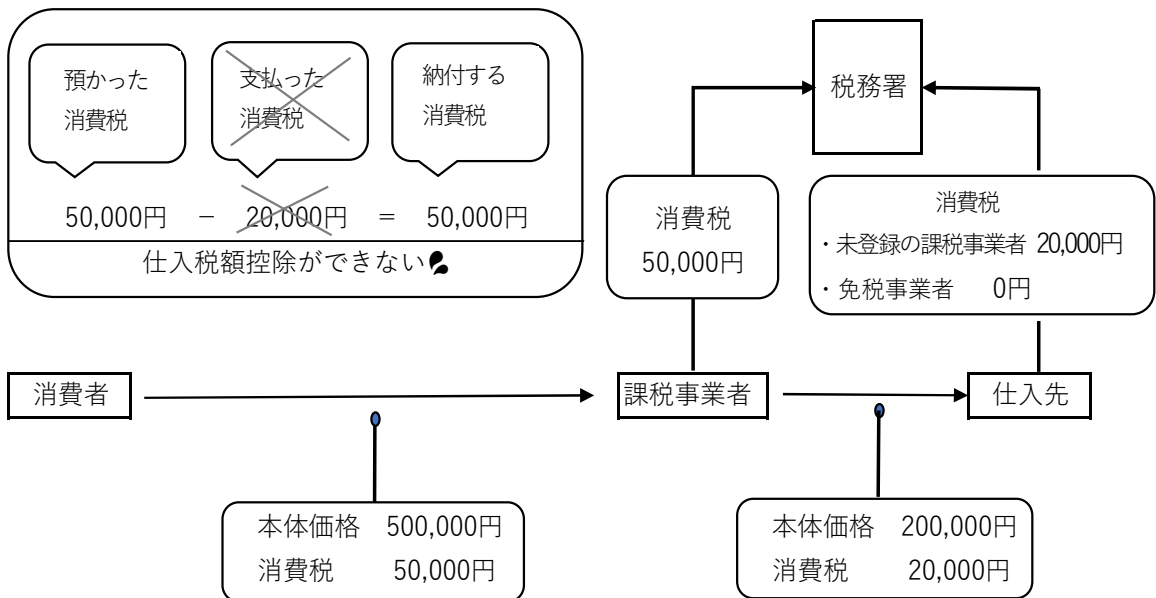
5 インボイス制度開始後の課税事業者の消費税

仕入先が適格請求書発行事業者の場合



仕入先が適格請求書発行事業者ではない場合

(令和11年10月1日以降)



6 インボイス制度実施にあたっての経過措置について

インボイス制度実施後は、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者または登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度開始から6年間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額控除とみなして控除できる経過措置が設けられています。

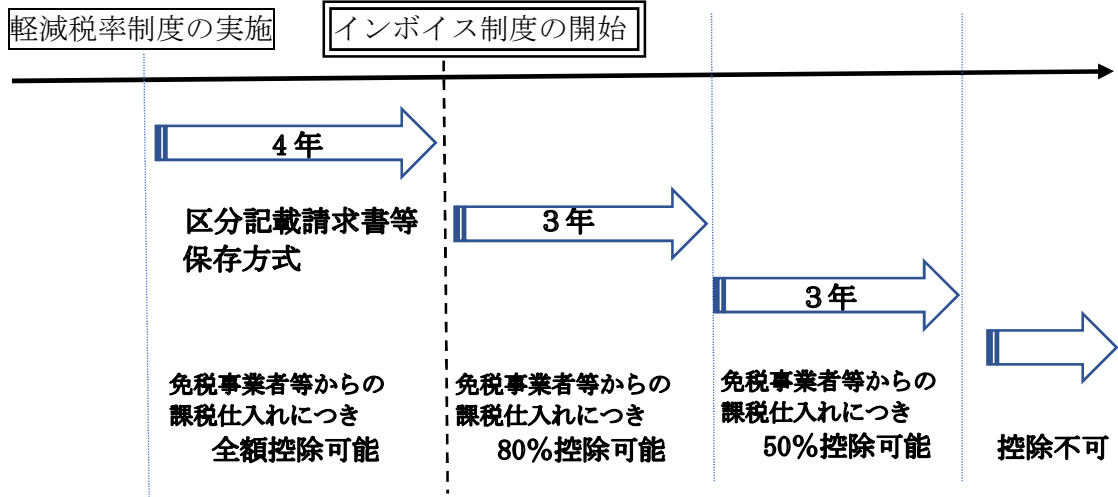
経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

令和元年 10月1日

令和5年 10月1日

令和8年 10月1日

令和11年 10月1日



※仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

（出典：国税庁「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き」）

仕入先が適格請求書発行事業者ではない場合

（令和5年10月1日～令和8年9月30日）

